

「香取市人権施策基本指針（案）」に対する パブリックコメントの実施結果について

「香取市人権施策基本指針（案）」について実施したパブリックコメントの結果について、次のとおり報告いたします。

1. 意見募集の結果概要

意見の募集期間	平成23年1月17日～2月16日
意見の提出件数	提出者数： 1名 意見件数： 3件
意見への対応等	意見を参考に案を修正したもの： 1件

2. 意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	意見の内容（要旨）	意見に対する考え方	修正有無
1	<p>「国、県、市の動向」の中で県の取り組みについての記述の中で、平成19年7月1日に施行された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の記述が全くありませんが何故でしょうか？</p> <p>また、同様に分野別人権問題の取り組みのなかの「障がい者の人権」の記述の中でも言及されておりません。この条例は、大きな議論を呼びつつも県内外の当事者及び家族、支援者の働きかけにより、全国で初めて制定されたものです。障害者の人権に関するものでは大変重要なものであり、その理念は香取市人権施策基本指針の中でも必要であると考えますが、いかがでしょうか？本指針において「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の記述を、是非取り入れてくださるようお願い申し上げます。</p>	<p>本指針において、県の人権問題への取り組みとして、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の施行についての記述は、必要と考えます。</p> <p>「国、県、市の動向」の中の県の取り組みは、これまでの人権施策への取り組みを記述しているため、分野別人権問題への取り組み（4）「障がい者の人権」の中に、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の施行について記述をいたします。</p>	有

2	<p>「関係団体との連携」の記述で、「市民団体との情報の共有化・活動支援」とありますが、「当事者団体」という言葉も入れてください。また「情報の共有化」だけでなく「問題提起に対する積極的な対応」を望みます。</p>	<p>「関係団体との連携」(2)「相談・支援を行う機関・団体との連携の強化」文中において、ご指摘の「当事者団体」については、「市民団体」の中に包含しており、また、「問題提起に対する積極的な対応」についても、この文中に包含していると考えます。</p> <p>そのため、(案)のとおりとします。</p>	無
3	<p>様々な場における人権教育・啓発の推進の「学校等」の記述で、「教職員の教育活動」には「特別支援教育の対象となる児童生徒に対して、適切な指導と支援を行う(そのための研修が必要である)」があることを記してください。学校内において、障がいのある児童生徒に対する配慮がなされていなかったり、適切な教育の機会が与えられなかったりしている状況では、人権教育を強調しても、バランスが取れないと思います。</p>	<p>「教職員の教育活動」として、「特別支援教育の対象となる児童生徒に対して、適切な指導と支援を行う(そのための研修が必要である)」ことは必要と考えます。</p> <p>このことにつきましては、「そのため、教職員の人権意識を高めるとともに、発達段階に対応した人権教育についての研修の充実を図ることが必要です。」の文中に包含していると考えます。</p> <p>そのため、(案)のとおりとします。</p>	無

3. 問合わせ先

香取市役所 市民環境部 市民活動推進課
TEL 0478-50-1261/FAX 0478-52-4566